



防地労 (防) 第179号
令和元年8月20日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

理事長 中村 範明 殿

防衛大臣 岩屋 毅



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成30事業年度における業務の実績に関する評価の結果について（通知）

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の11第6項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

添付書類：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成30事業年度における業務の実績に関する評価の結果

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の
平成30事業年度における業務の実績に関する評価の結果

令和元年8月20日
防 衛 省

年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		
評価対象事業	年度評価	平成30年度	
年度	効率化評価期間	平成27～31年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	防衛大臣		
法人所管部局	地方協力局	担当課、責任者	労務管理課
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	企画評価課

3. 評価の実施に関する事項			
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）から提出のあった自己評価を基礎として評価を行った。 また、機構の実情を踏まえた評価に資するため、理事長ほか役員ヒアリングを以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：令和元年7月22日（月） ・場 所：機構本部役員会議室 ・相手方：理事長 中村範明、理事 竜寄哲、監事 寺田弘 ・聴取者：地方協力局次長 田中聡 地方協力局労務管理課長 照井修、労務渉外官 吉田弘之、企画官 石下春彦 ほか 			

4. その他評価に関する重要事項			

年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 効率化評価期間における過年度の総合評価の状況		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
評価に至った理由	項目別評価は、20項目のうち、B評価が19項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の評価を引き下げる事象もなかったため、B評価とした。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務、給与の支給に関する業務、福利厚生の実施に関する業務、業務の効率化・組織改編に係る業務、調達等合理化の取組の推進に係る業務等の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行しており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画のとおり順調な組織運営を行っている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	なし
その他特記事項	なし

年度評価 項目別評定総括表様式

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	B	B	B	B		1-1	
駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	B	B	B	B		1-2	
駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	B	B	B	B		1-3	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務の効率化・組織改編(業務の効率化)	B	B	B	B		2-1-1	
業務の効率化・組織改編(新システムの安定的な稼働の確保等)	B	/	/	/			
業務の効率化・組織改編(機構運営関係費の縮減状況)	/	/	/	B		2-1-2	
業務の効率化・組織改編(システムの安定的な稼働の確保等)	/	B	B	B		2-1-3	
調達等合理化の取組の推進	B	B	B	B		2-2	

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		3-1	
短期借入金 の 限度額	-	-	-	-		3-2	
IV. その他の事項							
人事に関する計画(人員の適正な配置)	B	B	B	B		4-1-1	
人事に関する計画(研修計画)	B	B	B	B		4-1-2	
人事に関する計画(職場環境の整備)	/	/	/	B		4-1-3	
人事に関する計画(女性職員の採用及び登用の積極的な推進)	/	/	/	B		4-1-4	
積立金の使途	-	B	B	B		4-2	
給与水準の適正化等	B	B	B	B		4-3	
機構の広報活動	B	B	B	B		4-4	
保有資産に係る措置	B	B	B	B		4-5	
経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者に対する適切な労務管理等業務の実施体制の整備	B	/	/	/			
経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者に対する労務管理等業務の実施	/	B	/	/			

年度評価 項目別評定総括表様式

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
IV. その他の事項							
法人間共同調達の検討	B	B	B	/			
内部統制の推進	—	B	B	B		4-6	
情報セキュリティの対策の推進	/	/	B	B		4-7	
情報公開・個人情報の保護	/	/	B	B		4-8	

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-1	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	90%以上	90%以上	94.8%	95.9%	93.3%	90.4%		予算額（千円）	979,962	594,053	602,162	615,837	-
								決算額（千円）	979,962	624,410	612,098	623,830	-
								経常費用（千円）	664,105	683,524	690,211	712,650	-
								経常利益（千円）	676,800	654,783	681,718	705,866	-
								行政サービス実施コスト（千円）	657,877	676,267	656,860	730,831	-
								従事人員数	65	65	65	65	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第10条第1項第1号に規定する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）を円滑かつ確実に実施する。 在日米軍からの労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率：90%以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理業務の実施状況 ・募集の周知活動におけるメディア等の活用 ・大学等訪問や企業説 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア等を活用し、募集の周知活動に努めた結果、平成30年度の紹介率は90.4%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。 次のとおり、メディア等を活用し、効果的な募集の促進を図った。 ①ポスター 平成29年度に引き続き、ポスターを公共職業 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理業務を円滑かつ確実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集については、メディア等の効果的な活用、大学等訪問及び企業説明会への参加推進、アンケート 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率は、90.4%となり、紹介率90%以上を維持するとした年度目標・事業計画を達成した。</p> <p>目標達成のため、平成30年度においては、前年度に引き続き募集ポスターの掲示やパンフレットの配布を実施し、一部支部で行っていたインターネット求人サイトへの掲示等を各支部（京丹後支部を除く）へ拡大する等の各種メディアの活用を行い、在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材を確保するため、大学等訪問や企業説</p>	

実に実施すること。

特に、募集については、機構が在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページや公共職業安定所（ハローワーク）等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っている。在日米軍からの労務要求に速やかに対応するため、在日米軍から提出された労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介すること。

あわせて、募集の周知活動に努めるとともに、応募者に対するアンケート調査を継続すること。

また、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要が生じた場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施すること。

たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、90%以上の維持に努める。

ア ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。（平成30年度ポスター作成予定枚数：6,570枚）
イ パンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。
（平成30年度パンフレット作成予定部数：22,400部）

ウ 求人情報誌、ラジオ等のメディアを活用する。

エ 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。

オ 応募者に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、より効果的な募集施策を検討及び実施するとともに、引き続きアンケート調査を実施する。

また、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律

明会への参加状況

・アンケート調査の結果を踏まえた募集施策の検討・実施

<評価の視点>

・事業計画の目標である90%以上を維持しているかどうか

・メディア等の活用により募集体制の強化を図っているか

・大学等訪問や企業説明会などの募集体制の強化を図っているか

・アンケート調査の結果を踏まえた募集施策の検討・実施をしているか

安定所（ハローワーク）、学校、駅等に掲示し、岩国支部では、バス及び電車車内にも掲示を実施した。また、郵便局での掲示についても、平成29年度に引き続き、各支部（京丹後支部を除く。）で実施した。さらに、沖縄支部では、平成29年度に引き続き、バスの側面へ広告を掲示した。

②パンフレット

平成29年度に引き続き、パンフレットを地方公共団体、学校等に配布したことに加え、各支部（京丹後支部を除く。）では、パンフレットを郵便局へ配置した。また、パンフレットは、大学、専門学校等での募集活動や企業説明会の際、活用した。

③求人情報誌

沖縄支部では、応募者へのアンケートで利用率が高いと判明した求人情報誌（無料頒布）に平成23年度以降掲載しており、平成30年度においても、引き続き掲載することで、周知活動を実施した。

④ラジオ

平成29年度に引き続き、横須賀支部では、地元ラジオ局を活用し、機構の募集業務の一環として参加する企業説明会の告知等、周知活動を実施した。

⑤各種イベント

結果を踏まえた効果的な施策の検討・実施等、様々な取組により、募集活動の強化に努めた結果、平成30年度の紹介率は90.4%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。

明会に積極的に参加、また、アンケート調査の結果を踏まえた効果的な施策の検討・実施等、様々な取組により、募集活動の強化に努めた。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定としたもの。

第67号)第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要が生じた場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施する。

平成29年度の三沢支部、横田支部、横須賀支部及び座間支部に加え、沖縄支部も日米交流イベントに参加した。さらに、横田支部及び横須賀支部は自衛隊主催イベントに参加し、座間支部及び沖縄支部は、地方公共団体主催イベントに参加し、パンフレット等を配布することで、周知活動を実施した。

⑥インターネット求人サイト

平成29年度の本部、横須賀支部及び岩国支部に加え、平成30年度においては、各支部(京丹後支部を除く)がインターネット求人サイトへ掲載することで、周知活動を実施した。

⑦新聞

平成29年度の朝雲新聞に加え、平成30年度においても、本部では防衛ホームへ募集広告を掲載することで、任期制自衛官等を対象に周知活動を実施した。

・大学等訪問及び企業説明会では、在日米軍と支部が協力して駐留軍等労働者の仕事内容、職場環境の案内、募集手続に関する説明を実施した。

・平成29年度アンケートの結果において、「ポスターを支部以外で見た方」については、沖縄支

部を除く各支部では32.7%、沖縄支部では43.2%となっており、また、「パンフレットを支部以外で見た方」については、沖縄支部を除く各支部では25.1%、沖縄支部では18.8%となっている。このように、支部以外の場所で、ポスター又はパンフレットを見た方が約20%から40%に達している状況を踏まえると、全国的に取り組んでいる駅へのポスターの掲示（京丹後支部及び沖縄支部を除く。）及び従来から継続的に取り組んでいる地方公共団体、学校等へのパンフレットの配布等による様々な周知活動の効果と考えられる。

平成29年度において、在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書の受理後1箇月以内に紹介できなかった職種（紹介率が低い職種）は、平成28年度と同様にエンジニアリング系の職種及び時給制臨時従業員であったことから、平成30年度は、平成29年度アンケート結果を検証し、これらの職種に対する募集施策について様々な面から検討を行い、次の取組を実施した。

① 平成29年度アンケート（上半期）の質問「米軍基地で働こうと思ったきっかけ（沖縄支部を除

く各支部)・事前募集を
何で知ったか(沖縄支
部)」に対して、「家族・
友人等」(沖縄支部を除
く各支部44.4%・沖
縄支部46.8%)との
回答が前年度同様に最も
多く、また、米軍基地近
隣に居住する駐留軍等勞
働者が多い傾向にあるこ
とを踏まえ、米軍基地近
隣の住民に対し「駐留軍
等労働者の募集」につい
て認知を高めることがよ
り効果的と考えた。

このため、ポスターの
掲示及びパンフレットの
配布については、平成2
9年度に引き続き、地方
公共団体、公共職業安定
所(ハローワーク)等へ
のポスターの掲示等に加
え、地域住民が多く集ま
る郵便局へのポスターの
掲示及びパンフレットの
配置を各支部(京丹後支
部を除く。)で実施した。

また、米軍基地近隣の
方々も多数参加する米軍
基地が実施するイベント
におけるパンフレット等
の配布については、平成
29年度の三沢支部、横
田支部、横須賀支部及び
座間支部に加えて、沖縄
支部も実施した。

さらに、米軍基地近隣
の地方公共団体に配布さ
れる防衛局広報紙への記
事掲載については、平成
29年度の各支部(三沢
支部及び京丹後支部を除
く。)に加え、平成30

年度は三沢支部も実施した。

② 平成29年度アンケートの質問「仕事探しをする際は何を利用するか」に対して、上半期については「インターネット（沖縄支部を除く各支部）・インターネットの求人サイト（沖縄支部）」（沖縄支部を除く各支部51.3%、沖縄支部31.6%）下半期についても「インターネットの求人サイト」（沖縄支部を除く各支部33.9%、沖縄支部34.6%）との回答がそれぞれ最も多く、求職者はインターネットを利用する方が多い傾向にあることを踏まえ、平成29年度に引き続き、インターネット求人サイトの活用がより効果的と考えた。

このため、平成29年度に本部、横須賀支部及び岩国支部で実施していたインターネット求人サイトの募集広告掲載（3件）について、各支部（京丹後支部を除く。）では15件と大幅に拡大し、実施した。

また、求職者はメディアを活用する傾向があることを踏まえ、利用しやすいメディア環境を整えることが、より効果的であると考えた。

このため、ホームページを活用した募集施策として、求職者の利便性向

上及びホームページの訪問者数増加を図るため、各支部における募集活動を積極的に発信し、よくある質問（Q & A）の数を20問から31問へ拡充するとともに、お問い合わせの多い履歴書について、応募者が利用しやすいようホームページへの掲載方法を工夫する等、求人コンテンツの更なる充実を図った。

また、平成31年度用募集パンフレットにQRコードを多数掲載することで、パンフレットを見た求職者が、関心を持った記事の詳細情報に容易にアクセスできるよう工夫を行った。

③ 平成29年度アンケート（下半期）の質問「仕事を選ぶ際は何を重視しますか？」に対して、「仕事の内容・職種」（沖縄支部を除く各支部26.5%、沖縄支部27.9%）との回答が最も多く、また「パンフレットに記載してほしい情報は何ですか？」に対して、「職種の仕事内容」（沖縄支部を除く各支部13.4%、沖縄支部14.9%）との回答が多かったことを踏まえ、平成31年度配布用パンフレットにおいて、新たに職種の仕事内容に関する記事を追加した。

さらに、平成31年度用募集パンフレットにお

			いては、エンジニアリング系の職種（技師職、エンジニアリング専門職、情報処理技術専門職）の仕事内容に関する紹介記事及び時給制臨時従業員制度に関する紹介記事を新たに盛り込み、紹介率が低い職種への対応に取り組んだ。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評価調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-2	駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
								予算額（千円）	1,142,084	779,378	777,566	783,859	-
								決算額（千円）	1,142,084	741,300	753,435	758,450	-
								経常費用（千円）	828,862	802,791	833,875	849,800	-
								経常利益（千円）	843,978	842,816	860,479	876,106	-
								行政サービス実施コスト（千円）	819,761	792,436	787,258	874,793	-
								従事人員数	150	149	149	149	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>機構法第10条第1項第2号に規定する駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。</p> <p>また、機構では、駐留軍等労働者の給与等の計算業務を通じて、これまでの支</p>	<p>駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。</p> <p>防衛省の行政施策の企画立案に資するため、防衛省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、防衛省への提示状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与業務の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の支給に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 旧格差給等受給者の推移に係るデータ等、定期的に報告を求められている調査については、所定の期日までに、防衛省に提示した。また、定年予定者の高齢採用時における基本給額等、突発的な調査については、防衛省が求めた期日までに提示した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛省からの依頼どおり調査を実施し、平成30年度は47件の給与に係る調査を行い、提示したことにより、行政施策の企画立案に資することが出来た。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>給与に係る調査等については、行政施策の企画立案を行う上で調査が必要となる課題について、当省からの依頼に対し、47件の調査等を行い、資料提示がなされた。</p> <p>また、毎年4月1日現在の駐留軍等労働者の給与等の実態を把握することを目的として、給与のほか勤務場所、職種、年齢等を調査し、基本給表別・等級別・年齢別等の平均給与月額や平均手当月額等を内容とする「駐留軍等労働者給与等実態調査報告」を作成し、当省及び関係機関等へ提示した。</p>

<p>払額等の情報を蓄積していることから、防衛省からの求めに応じ、行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示すること。</p>	<p>調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示する。</p>	<p>・給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、国への提示が着実に進められたかどうか</p>	<p>・給与業務の実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を行った。また、三手当随時確認や年末調整は、特定の時期に支部窓口で受け付けることから、駐留軍等労働者が支部に集中するため、各支部では駐留軍等労働者の待ち時間が短縮されるよう工夫することで、駐留軍等労働者へのサービスの向上に努めた。</p> <p>駐留軍等労働者の給与改定に当たっては、給与の引上げ、改定差額の遡及分の計算等の給与改定作業を遅滞なく実施した。</p>	<p>・駐留軍等労働者の給与業務については、在日米軍から提出された、就業記録に基づく給与計算及び旅行許可証に基づく旅費計算の実施、三手当随時確認の実施、各種証明書発行、年末調整など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。</p>	<p>さらに、駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務については、業務実績等報告書によれば、月例給与、夏季手当及び年末手当等について、延べ約40万人分の計算及び書類作成を、また、旅費について約1万件の計算及び書類作成を迅速かつ正確に実施した。そのほか、約38,000件に及ぶ諸手当の届出受理・審査や随時確認を行い、また、約2,600件の給与証明等の発行手続を適切に実施した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評価としたもの。</p>
--	-------------------------------------	---	---	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-3	駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
								予算額（千円）	1,662,467	1,230,445	1,145,453	1,134,429	-
								決算額（千円）	1,662,467	1,200,862	1,121,806	1,117,109	-
								経常費用（千円）	1,340,897	1,266,226	1,202,936	1,198,548	-
								経常利益（千円）	1,374,325	1,295,653	1,226,960	1,229,811	-
								行政サービス実施コスト（千円）	1,331,865	1,255,964	1,156,460	1,223,673	-
								従事人員数	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構法第10条第1項第3号に規定する駐留軍等労働者への福利厚生の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。</p> <p>特に、50歳を超えた駐留軍等労働者に対し、退職後の生活に必要な知識を提供することにより不</p>	<p>駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続及び定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職準備研修における受講者の満足度：90%以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 福利厚生業務の実施状況 「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づく所要の対策状況 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職準備研修について、7支部において延べ14回実施し、478人が受講した。 受講者からのアンケート調査結果において、回答のあった454人のうち、438人から退職準備研修を受講して「良かった」又は「まあまあ良かった」という回答を得ており、満足度は96.5%。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 福利厚生業務を円滑かつ確実に実施するとともに、退職準備研修については、受講者の意見等を踏まえ、効果的な研修となるよう研修計画を作成・実施した結果、満足度は96.5%であ 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>福利厚生業務の実施については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブックの作成・配布、社会保険の手続及び永年勤続表彰の計画及び実施支援など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携して、国内法令、労務提供契約等に基づき適正かつ迅速に実施した。</p> <p>その中で、退職準備研修については、受講者の意見を踏まえ、効果的な研修となるよう年間の研修計画を作成し、7支部において延べ14回実施</p>	

安なく退職後の生活への円滑な移行を図り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施している退職準備研修については、受講者に対するアンケート調査の結果を踏まえた研修計画を作成し、効果的な研修を実施すること。また、アンケート調査を継続すること。

さらに、防衛省が策定した「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、所要の対策を行うこと。

施支援、基地内臨時窓口業務等)を円滑かつ確実に実施する。

退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努める。

さらに、防衛省が策定した「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知を行うとともに、採用パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介等を行う。

<評価の視点>

・福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか
・事業計画の目標である満足度90%以上を達成しているかどうか
・「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づく所要の対策がとられているか

また、各講義（「今後の生活設計」、「退職手当制度」、「心の健康と身体の健康」、「経済プラン等」、「定年後の雇用制度等」）の内容についても、満足度は全て90%以上であった。

平成30年度においては、アンケート調査結果を踏まえ、「今後の生活設計」と「経済プラン等」の講義内容が重複しないように見直したほか、平成29年度に引き続き、①受講者に対する声かけによる理解の促進、②外部講師との綿密な事前調整の実施、③研修会場内の室温及び音響調整など受講者に配慮した環境整備、④日本語に堪能でない受講者のための英語版テキストの作成等、より効果的な研修となるようにきめ細やかな工夫を行った。

・駐留軍等労働者の福利厚生業務については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手續及び永年勤続表彰等の計画及び実施支援など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。

り、事業計画に定める90%以上を達成した。

・駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知を行うとともに、採用パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介等を行った。

した結果、受講者の満足度は、96.5%となり、年度目標・事業計画による90%以上を達成した。

また、「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、働きながら子育て・介護のしやすい職場環境作り及び仕事と生活との調和の実現に向けた取組を一層進めていくための様々な制度等の内容を、駐留軍等労働者に周知するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック（日本語版及び英語版）」を作成し、駐留軍等労働者へ配付するとともに、ホームページでも閲覧できるよう掲載した。

加えて、女性の活躍推進に向けて、パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介を行った。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定としたもの。

・防衛省及び在日米軍により策定された「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、働きながら子育て・介護のしやすい職場環境作り及び仕事と生活との調和の実現に向けた取組を一層進めていくための様々な制度等の内容を、駐留軍等労働者に周知するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック（日本語版及び英語版）」を作成し、駐留軍等労働者へ配付するとともに、ホームページでも閲覧できるよう掲載した。

また、女性の活躍推進に向けて、パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介を行った。

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-1	業務の効率化・組織改編（業務の効率化）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。	業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進める。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めているかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監視委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改善策（①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化）を実施した。 【3つの業務改善策】 ①係別の業務量の平準化 超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。 ②既存システムの有効 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、次のとおり実施した。 係別の業務量の平準化については、超過勤務時間数を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。 既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケ 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化の取組を行った。</p> <p>①については、超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施。</p> <p>②については、既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェア（EUC）の連携による更なる活用を目的とする操作講習会を実施し、職員の技能向上を図った。</p> <p>③については、窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問い合わせ内容をQ&A方式にまとめ、平成30年4月からホームページに掲載した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

			<p>活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）</p> <p>EUC操作講習会について、より効果的な内容となるよう各支部のニーズを把握し、より多くの希望者が受講できるように本部及び沖縄支部において、初級編及び応用編をそれぞれ開催し、職員の技能向上を図った。</p> <p>③窓口対応及び電話対応の効率化（一般的な対応をホームページに掲載）</p> <p>窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、平成30年4月からホームページに掲載した。また、4月以降の新たな問合せ内容についても、追加掲載した。</p>	<p>ーションソフトウェアの連携による更なる活用）として実施したEUC操作講習会については、本部及び沖縄支部において開催し、職員の技能向上を図った。</p> <p>窓口対応及び電話対応の効率化（一般的な対応をホームページに掲載）については、駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、平成30年4月からホームページに掲載した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-2	業務の効率化・組織改編（機構運営関係費の縮減状況）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
縮減率	4%	4%	5.1%					
縮減率	2%	2%		5.1%				
縮減率	3%	3%			3.1%			
縮減率	3%	3%				3.0%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
機構運営関係費（人件費及び特殊要因を除く。）については、平成29年度を基準として3%の縮減を図ること。	機構運営関係費（人件費及び特殊要因を除く。）については、平成29年度を基準として3%の縮減を図る。 また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地がないかについて自己評価を毎四半期に行った上で、適切な見直しを行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構運営関係費の縮減状況（平成29年度を基準とした縮減割合） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標・計画による物件費の抑制が図られたかどうか 経費の抑制に向けた自己評価等の取組が行われたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は、各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で平成29年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 平成30年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画 進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不適正な経費の執行は見当たらなかった。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構運営関係費について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行い、自己評価を実施するとともに、借上庁舎賃借料の見直しを行うなどの経費節減の取組を実施し、平成29年度を基準として3%の縮減となり、事業計画に定める縮減率（3%）を達成した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構運営関係費の縮減については、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、節約努力により、機構運営関係費で平成29年度を基準として3.0%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成した。</p> <p>また、物件費について、各四半期毎の予算の執行状況について自己評価を行い、不適正な経費の執行がないことを確認した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-3	業務の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
システムの安定的な稼働の確保	安定的な稼働の確保	99.9 %以上	100 %	100 %	100 %	100 %		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。</p> <p>また、次期システムへの更新に関しては、更新の在り方についての検討結果を踏まえ、平成32年4月1日から本格稼働できるよう着実に進めること。</p>	<p>在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、安定的な稼働（システム稼働率：99.9 %以上）を確保する。</p> <p>また、次期システムへの更新に関しては、更新の在り方についての検討結果を踏まえ、平成32年4月1日から本格稼働できるよう着実に進める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> システムの安定的な稼働（システム稼働率99.9 %以上）の確保 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システム更新の在り方についての検討結果を踏まえ、平成32年4月1日からの本格稼働に向けた取組状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画に掲げるシステム稼働率が99.9 %以上確保できているか 次期システムへの更新に関しては、更新の在り方についての検討結果を踏まえ、平成32年4月1日から本格稼働できるよう着実に進めているか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制が効率的となるよう運用した。このことにより、システム稼働率は100 %を達成した。 <p>平成30年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>①データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの安定的な稼働を確保するため、様々な対応を図ることにより、平成30年4月から平成31年3月末までのシステム稼働率100 %を達成した。 次期システム更新の在り方についての検討結果を踏まえ、次期システム更新のための設計・開発に着手した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働の確保については、監視体制の強化や支援体制を充実することにより、平成30年4月から平成31年3月末までの間、事業計画で掲げたシステム稼働率99.9 %以上を達成し安定的な稼働を確保した。</p> <p>また、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和2年度）に向けて、次期システム更新の在り方についての検討結果を踏まえ、次期システム更新のための設計・開発に着手した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

		どうか	<p>の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。</p> <p>②システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。</p> <p>③ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。</p> <p>④府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。</p> <p>これらの取組を行った結果、システム稼働率は100%を達成した。</p>		
--	--	-----	--	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-2	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。 また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の取組の状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月28日に契約監視委員会が開催され、平成29年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)について審議していただいた結果、「①今年度一者応札が改善された案件についても、今後引き続き注視しながらできるかぎり積極的な参加を促すようにしていくこと。②引き続き仕様書の要件の緩和について検討していくこと。③仕様書の入手が一者しかなかった案件は、少なくとも二者以上が入手するような方 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会が開催され、平成29年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)の審議及び平成30年度調達等合理化計画の点検を行っていただいた。 <p>調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>契約監視委員会を開催し、平成29年度における競争性のない随意契約(4件)、一般競争入札(26件)(そのうち、一者応札・一者応募となっている契約4件(2か年度連続一者応札となった契約3件))の計30件について審議し、併せて平成30年度における調達等合理化計画について点検を行った。</p> <p>一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けての対策を図った。</p> <p>引き続き応札状況を注視し、これまで実施してきた取組(入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大等)を継続しつつ、新たなPR方策について検討した。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

法を考えること。」との意見をいただいた。

併せて平成30年度における調達等合理化計画について点検を行っていただいた。

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。

・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。

あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等に加え、防災用備蓄品を本部で一括調達した。

また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。

<課題と対応>

・平成29事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項（契約監視委員会での意見を踏まえ、一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと。）については、これまで講じた措置を継続するとともに、更なる競争性の確保について取り組んでいく。

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
適正な財政管理を行い、第3の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持すること。	別紙1から別紙3までのとおり。適正な財政管理を行い、第2の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理及び経費全体の効率化及び健全な財務内容の維持状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理を行い、機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理を行い、機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、物件費について、各四半期毎の予算の執行状況について自己評価を行い、不適正な経費の執行がないことを確認することにより健全な財務内容の維持に努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-2	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	<主な指標> ・短期借入金の使用状況 <評価の視点> ・運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に使用したのかどうか	<主要な業務実績> ・平成30年度において、短期借入金は使用しなかった。	<評定と根拠> 評定：－ ・短期借入金は使用しなかったため評価せず。	評定 ー <評定に至った理由> 実績がないため評価せず	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	人事に関する計画（人員の適正な配置）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画による人員の適正な配置が着実に実施されたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支部において、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>人員の適正な配置については、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-2	人事に関する計画（研修計画）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の研修計画の作成及び研修の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修計画を作成し、研修の着実な実施が図られたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に年間の研修計画を作成し、当該計画に沿って、機構が計画する養成研修（初任研修及び係員研修）及び業務研修（窓口対応能力向上研修、語学研修等）を着実に実施した（5件）。 また、外部機関（人事院、財務省、総務省、防衛省等）で実施する研修についても、参加機会を捉え、その内容を検討の上、必要に応じ職員を積極的に参加させた。（74件） 機構で実施する研修については、職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、研修の計画的かつ着実な実施を図った。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、機構内部で実施する職員養成研修や外部機関で実施する研修（財務省主催の政府関係法人会計事務職員研修や総務省主催の情報システム統一研修等）への参加について年間計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを実施の上、必要な改善を加え、研修の計画的かつ着実な実施した結果、計79件の研修に職員を参加させた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評価としたもの。</p>	

		研修計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、着実な実施を図った。	
--	--	---	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-3	人事に関する計画（職場環境の整備）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
	職員の心身の健康を確保するためメンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境の整備を図る。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策への取組及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境整備の状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境の整備が図られたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 心の健康作りに関する取組として、全職員に対し、eラーニングでメンタルヘルスに係る教育を実施した。また、ワーク・ライフ・バランスを実現し職員の士気の向上を図ることを目的として「ゆう活」を実施するとともに、勤務時間を多様化すべく勤務時間規則の改正を行った。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の健康を確保するため、eラーニングや集合研修の場を活用して、メンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、「ゆう活」の実施及び勤務時間の多様化によりワーク・ライフ・バランスの推進を図った。 	B	<p><評定に至った理由></p> <p>メンタルヘルス対策への取組として、全職員に対し、eラーニングにおいて動画を用いたメンタルヘルスに係る教育を実施したり、ストレスチェックを実施し、メンタル不調者については、面談の実施や休職期間中の試し出勤の実施、定時退庁の促進等を実施していた。</p> <p>このほか、新規採用者初任研修、係員研修、窓口対応能力向上研修においても、カリキュラムの一部にメンタルヘルスに係る講義を取り入れていた。</p> <p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進として、職員の士気の向上を図ることを目的として7月から12月まで「ゆう活」を実施するとともに、職員の個々の事情に合わせた始業時間・終業時間の選択（2区分から4区分）が可能となるよう規則の改正を行い、勤務時間の多様化を図っていた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>

--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-4	人事に関する計画（女性職員の採用及び登用の積極的な推進）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の採用及び登用を積極的に推進する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の採用及び登用の状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の採用及び登用を積極的に推進したかどうか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日付けで、女性職員6名が主任又は係長に昇任した。また、機構で計画する研修及び人事院等で実施される研修に女性職員が積極的に参加した。 平成30年度国家公務員試験合格者からの採用については、積極的な採用活動を行った結果、全13名のうち女性5名を内定した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の職場生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の昇任、研修員の選考、採用活動を積極的に推進した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>女性職員の採用については、積極的な採用活動を行い、全採用者13名のうち、女性5名を採用していた。</p> <p>また、女性職員の積極的な登用を推進し前年度を上回る6名の女性職員が主任及び係長に昇任していた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-2	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	平成29年度繰越積立金は、平成29年度以前に取得し平成30年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越積立金の充当状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当したのかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度繰越積立金47.8百万円は、計画のとおりたな卸資産、前払費用への充当のため47.5百万円を取り崩した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画のとおりたな卸し資産、前払費用の費用に充当した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>平成29事業年度の繰越積立金47.8百万円については、計画とおりたな卸資産及び前払費用への充当のため、47.5百万円を取り崩しており、当該計画を達成したと評価できることから、B評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-3	給与水準の適正化等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度－205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
<p>機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員給与の在り方の検証、規則の適切な見直しの実施及び適正化の取組状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員給与の在り方の検証結果及び適正化の取組状況の公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府決定に基づき、役職員給与の在り方について、検証・適正化への取組・公表が適切におこなわれたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針において、役職員が国家公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌することとされている。 <p>これを踏まえ、平成30年度における給与水準を検証した結果、役員のうち理事長については、各府省の事務次官の給与に基づく額と比較すると75%の額、理事（常勤）については、各府省の指定職俸給表1号俸の年間報酬と比較すると100%、監事（常勤）については、国家公務員の行政職（一）9級の平均年間報酬額と比較すると97%の額となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を検証した上で、関係規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、役職員が国家公務員の身分を有する行政執行法人であり、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を考慮し、役職員の給与の在り方について検証した上で、役員報酬については、その職責に相当すると考えられる国家公務員の給与に準拠して決定し、また、職員給与については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。）に準拠し、国家公務員の給与水準と同等になるよう努めており、役職員給与の適正化に取り組んでいると認められる。</p> <p>また、平成30年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改正等に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、その適正化に取り組んだ。</p> <p>機構の役職員の給与水準については、機構のホームページ及び広報誌において公表した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成したと評価されることからB評定としたもの。</p>	

			<p>職員については、国家公務員と比較すると国家公務員の給与水準を100とした場合の比較指数が93.9となった。</p> <p>平成30年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改定に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、役員給与の適正化に取り組んだ。</p> <p>・基本的な方針において、独立行政法人は、役職員の給与水準を毎年度公表することとされていることから、役職員の給与の支給状況、検証結果及び規則の見直し状況について、ホームページで公表した。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-4	機構の広報活動		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
広報誌の発行	4回	4回	—	—	4回	4回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>機構を社会に定着した組織とし、もって駐留軍等労働者の労務管理等業務の円滑な実施に資するため、機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進すること。</p>	<p>機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、ホームページの活用等により、広報活動を推進する。</p>	<p><主な定量的指標> ・広報誌の発行（年4回以上）</p> <p><その他の指標> ・広報活動の状況</p> <p><評価の視点> ・平成30年度予算額に計上した措置（広報誌等）の実施状況が適切に行われたかどうか</p>	<p><主要な業務実績> ・広報誌は年4回、各号3,680部、年間14,720部を発行し、全国の各米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の活躍や福利厚生事業（心の健康相談、アスベスト（石綿）に係る健康相談窓口の案内）等に関する記事及び各支部における行事予定等を掲載し、駐留軍等労働者に対する情報提供誌としての役割を担っている。更に、機構の事業計画や、駐留軍等労働者の募集に係る取組を掲載するなど広く業務内容を紹介し対外的なPRに努めた。</p> <p>・ホームページは、ト</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・広報誌を年4回発行した。 また、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布し、ホームページを活用し業務内容を紹介する等、広く理解が深まるよう広報活動を推進した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 機構の広報活動については、機構の業務内容等について駐留軍等労働者をはじめ、一般の方々の幅広い理解を得ることを目的として、機構の福利厚生事業等に関する記事や各支部における行事予定等、駐留軍等労働者の活躍を紹介する記事や募集に関する取組等を掲載するなどした季刊号である広報誌を年4回（約1万5千部）発行し、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等に配布することにより対外的な広報活動の推進に努めた。</p> <p>また、機構のホームページを活用した効果的な情報発信を進めていくため、ホームページをリニューアルし、平成30年4月から運用を開始した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

			<p>ップページにおいて、情報が容易に検索できるよう「エルモの概要」、「業務実績」、「求人情報」、「情報公開・公文書管理」、「個人情報保護」及び「調達情報」の6つのグローバル・メニューをコンパクトに配置し、更に、福利厚生事業等をピックアップして分かりやすくお知らせするとともに、新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>また、ホームページを活用した効果的な情報発信を進めていくため、ホームページをリニューアルし、平成30年4月から運用開始した。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-5	保有資産に係る措置		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずること。	機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずること。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産の適切な管理及び不要資産に該当するかの検証並びに所要の措置の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講じたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)の「不要財産の判定の視点」の指標を参考に、①事業が廃止又は事業規模が縮減された場合、②法人が直接使用していないもの(法人の業務を委託等している場合を除く)、③その他、本部が首都圏にあること(東京都内)に対して座間支部(神奈川県在)の土地・建物の必要性、稼働率が低く、使用される見込みのな 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、労務管理等事務を実施するための拠点として必要であることを確認した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、三沢、座間、岩国及び佐世保支部の土地及び建物について利用状況及び保有の必要性を検証し、いずれも不要資産に該当せず、労務管理等事務を実施するための拠点として必要であることを確認した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

い動産に則して、不要資産に該当するか否かを検証した。①事業が廃止又は事業規模が縮減された場合の検証については、平成30年度において事業の廃止又は事業規模の縮減はされていなかった。②法人が直接使用していないもの（法人の業務を委託等している場合を除く）の検証については、法人が直接事業の用に供していた。③本部が首都圏にあること（東京都内）に対して座間支部（神奈川県）の土地・建物の必要性の検証については、座間支部の管轄区域は、神奈川県座間市、大和市、相模原市及び綾瀬市並びに静岡県と広範囲にわたっており、当該管轄区域内において労務管理等事務を滞りなく実施し、エルモの役割を果たすためには当該地区内に支部が必要である。稼働率が低く、使用される見込みのない動産の検証については、いずれの支部においても稼働率は100%であった。機構の保有資産については、利用状況及び保有の必要性を検証した結果、三沢、座間、岩国及び佐世保各支部の土地及び建物について、いずれも不要資産に該当し

		ないことを確認した。	
--	--	------------	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-6	内部統制の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構の内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努めること。</p> <p>また、リスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを行うこと。</p>	<p>理事長を委員長とする内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。</p> <p>また、理事長を委員長とするリスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に係る教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある内部統制システムの運用状況 ・的確なリスク管理 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の推進を図るとともに、内部統制システムの見直しについて検討できたかどうか ・リスク管理の検討、審議等を行い、リスク発生時の損失の最小化を図れたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に対するエルモ全体の意識向上を図るため、役職員全員を対象に内部統制講習を実施した。 <p>講習内容については、前年度の講習資料に加え、近年、様々なハラスメントが問題視され指摘されるようになってきた背景もあることから、新たにハラスメントに係る内容を追加した。また、身近で発生する可能性のある事例や民間企業等で実際に発生した事例を基に発生原因や対応策などを職員自らが考え、それについて他の職員と意見交換を行う時間を設けるなど、より職員の理解が深まるよう工</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会を開催し、平成29年度における内部統制事項の実施状況等について審議し、了承を得た。 <p>また、同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。</p> <p>両委員会の審議資料については、全役職員が閲覧できるようにグループウェアを活用し、情報の共有を図った。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>内部統制に係る教育の実施については、内部統制に対するエルモ全体の意識向上を図るため、支部職員全員を対象に内部統制巡回講習を実施した。講習内容については、前年度の講習資料に加え、近年、様々なハラスメントが問題視されるようになってきた背景もあることから、新たにハラスメントに係る内容を追加した。</p> <p>また、内部統制委員会を開催し、平成29年度における内部統制事項の実施状況、評価及び内部統制巡回講習計画について審議し、了承を得た。</p> <p>同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。</p> <p>両委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、委員会審議資料については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図った。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

夫した。

・平成30年6月7日、理事長を委員長とする内部統制委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、平成29年度における内部統制事項の実施状況、評価及び内部統制巡回講習の計画について審議し、了承を得た。

内部統制事項の実施状況及び評価については、グループウェアで全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図るなど内部統制の推進に努めた。

・平成30年6月7日、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、同委員会の下に置かれたリスク管理作業グループにおいて「制度改正等により新たなリスクが発生していないか」、「把握しているリスクの重要性が変動していないか」、「リスクの対応策（コントロール）について見直しの必要はないか」、との観点で検討したリスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。

見直したリスク分析表については、全役職員が閲覧できるように

		グループウェアを活用し、情報の共有を図った。	
--	--	------------------------	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-7	情報セキュリティの対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの強化を図ること。	政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティに関する内部規程に適宜反映させるとともに、当該規程が遵守されていることを確認するための監督検査や自己点検を実施する。 また、役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、最新の情報セキュリティ動向に応じた教育テキストを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練を実施することにより、組織的対応能力の強化に取り組む。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策ベンチマーク ver.4.6（平成29年10月27日公開独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断スコア：平均 3.0以上 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する内部規程が遵守されていることを確認するための監督検査や自己点検を実施したかどうか また、役職員の意識向上を図ることを念頭に、最新の情報セキュリティ動向に応じた教育テキストを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練を実施し、組織的対応能力の強化に取り組んだかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <p>①対策基準等については、統一基準群の改正の都度、その内容を踏まえ、必要に応じて改正を行ってきた。 平成30年度は7月に統一基準群の改正が行われたため、対策基準等の規定内容を見直し、所要の改正を実施した。</p> <p>②情報セキュリティ監督検査の実施計画を策定し、次のとおり実施した。 （ア）三沢支部、横田支部及び横須賀支部を対象として、システムを利用して業務を遂行するに当たり、システム運用、情報の取扱い等に関して、対策基準等を遵守していること</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A 統一基準群が改正されたこと等を踏まえ、対策基準等の規定内容を見直し、所要の改正を実施した。 情報セキュリティ監督検査により対策基準等の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理について、検査を実施した。 情報セキュリティに関する個別教育、巡回教育、標的型攻撃メールに対処す</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 情報セキュリティ対策ベンチマーク ver.4.6（平成29年10月27日公開独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断を実施した結果、スコアは平均3.5となり、目標値の平均3.0以上を上回った。 統一基準群が改正されたこと等を踏まえ、対策基準等の規定内容を見直し、所要の改正を実施した。 情報セキュリティ監督検査により、情報セキュリティ規程の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理について、検査を実施した。 教育訓練の実施については、情報セキュリティに関する個別教育及び巡回教育並びに標的型攻撃メールに対処するための訓練の実施等により、職員の意識の向上と情報セキュリティの強化を図った。 以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

を確認するための監督
検査を実施した。

(イ) システム監査を
専門とする業者による
システムのセキュリティ
対策及び運用管理に
関する検査を実施した。
応募システム※を中心
に検査を行った結果、
セキュリティの強化に
関する意見が付された
ため、情報セキュリテ
ィを確保するための必
要な措置を実施した。

③ 情報システムを利用する役職員に対して、
対策基準等を遵守させるとともに情報セキュリティ対策の重要性等
についての必要な知識を習得させるため、平成30年度情報セキュリティ教育訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、次の取組を行った。

(ア) 情報セキュリティ教育

eラーニングを活用した映像コンテンツによる役職員に対する個別教育及び独自に作成した教育テキストを用いた巡回教育を実施するとともに、これらの教育の理解度等を確認するため、役職員を対象として情報セキュリティに関するミニテストを実施した。教育テキストに関しては、特に「なりすましメール」の形態による標的型攻

るための訓練の実施等により、
職員の意識の向上と情報セキュリティ対策の強化を図った。

ベンチマークによる自己診断を実施した結果、スコアは平均3.5となり、目標値の平均3.0以上を上回った。

撃メールを受信した場合に、受信した役職員がとるべき対処を中心に構成し、役職員に分かりやすく解説する形で教育を実施した。また、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、日々の端末起動時に、ミニテストの設問の関連規定に係るもの及び時宜に即した注意喚起を内容とするポップアップ表示を継続して行った。

さらに、対策基準等の遵守状況について、役職員が自らチェックする自己点検を実施した結果、情報セキュリティに対して、高い意識を持って業務に取り組んでいることを確認することができた。

(イ) 情報セキュリティ訓練

実施計画に基づき役職員の標的型攻撃メールに対処するための能力を涵養するための訓練を2回実施した。

この訓練では、情報を盗み出すようなウイルスを感染させるよう誘導するメールや不審なアドレスへの返信を促すような「なりすましメール」の形態による標的型攻撃メールが送付されたという想定により、受信者が対策基準等の関連規定に基づいた対処を適切かつ

			<p>迅速にできるかを主眼として実施した。</p> <p>それぞれの訓練において送信するメールは異なったパターンとし、より役職員の対処能力が向上するよう工夫し、実施したところ、1回目の訓練では対処率96%（対象者52名中50名）、2回目の訓練では、対処率100%（対象者28名）を達成し、高い対処能力を確認することができた。</p> <p>本訓練では、各個人端末に実際にメールを送信し、体験実施させたことにより、役職員それぞれに情報セキュリティの必要性をより現実的なものと捉えさせ、訓練の必要性の理解及び対処意識の向上を図ることができた。</p> <p>④ベンチマークによる自己診断を実施した結果、スコアは平均3.5となり、目標値の平均3.0以上を上回った。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-8	情報公開・個人情報の保護		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：30年度-205

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施すること。	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に関する周知及び教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開への適切な対応 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に関する周知及び教育の実施については、個人情報の取り扱いに対する意識の深化を図ることを目的に、教育を実施したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の適切な管理に資するために「平成30年度個人情報保護教育研修計画」(個人情報保護・情報セキュリティ委員会決定)を定め、各種研修において職員の教育や、本部の個人情報の担当者が、個人情報保護の現場責任者である各支部保護管理者を始め、全職員に対して巡回教育を実施した。 全役職員の使用するパソコン起動時にポップアップ画面を表示するなど、個人情報保護に係る周知を行った。 「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に関する 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護については、各種研修等で教育を行うとともに、現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施した。 情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所(本部及び各支部)の窓口を設置している。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>個人情報の保護に関する周知及び教育の実施については、各種研修等で教育を行うとともに、現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施した。</p> <p>また、情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所(本部及び各支部)の窓口を設置している。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

			規則（平成14年駐労 規第41号）」を定め、 保有する法人文書の開 示を行っている。平成 30年度の開示請求の 実績は、0件だった。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報				